

著作物

の例

権利として主張できるもの

白鷗大学
杉山 務

1

著作物

(著作物の例示) 第十条

この法律にいう**著作物を例示すると**、おおむね次のとおりである。

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の**言語の著作物**
- 二 **音楽の著作物**
- 三 **舞踊又は無言劇の著作物**
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術の著作物**
- 五 **建築の著作物**
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の**図形の著作物**
- 七 **映画の著作物**
- 八 **写真の著作物**
- 九 **プログラムの著作物**

2

一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物

短歌, 俳句, 詩歌, エッセイ, シナリオ
 演説, 説教, 座談会の会話, 暗号, 手話
 点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図

次のものはどう考えますか。

- 1 書簡・手紙
- 2 日記・日誌
- 3 評語・キャッチフレーズ
- 4 題号・題名・タイトル
- 5 囲碁・将棋の棋譜・オセロの手順記録
- 6 ネット上のブログ, ツイッター, 2チャンネル書込み
- 7 知恵袋の質問・解答
- 8 顔文字による表現
- 9 カタログ, 立看板, 販売・操作マニュアル, 社訓, 手話

3

交通安全スローガン事件

東地130530

ボク安心 ママの膝より チャイルドシート

全国交通安全スローガン最優秀賞

ママの胸より チャイルドシート

交通安全テレビCM

争点:

- 1 スローガンの著作物性の有無
- 2 著作権(複製権)侵害の有無

- 1:著作権法における「創作的に表現したもの」とは、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまで求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であるが、スローガンは個性が十分発揮されており著作物性を有する
- 2:スローガンの創作性を根拠付ける部分で相違しており複製権を侵害しない

ネット記事への無断リンク

ネット記事にリンクする際に、記事の「見出し」を表示することは著作権侵害とならない

読売新聞社(原告) VS デジタルアライアンス(被告)

読売新聞社の主張

見出しとして盛り込む事項の選択, 展開の仕方, 表現の方法等に, 原告の編集方針・見解が端的に現れており, **他社と異なる創作性**のあるものであり, **記事の見出しは著作物**

見出しは, 記事中の事実を抜き出し, **ありふれた表現**で修飾した短い記述に過ぎず, 創作性は認められない

知財高裁H17.10.6

5

城の定義事件

東京地裁 060425



城に関する定義

「城とは人によって住居, 軍事, 政治目的をもって選ばれた一区画の土地と, そこに設けられた防衛的構築物をいう」

定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は, この種の学問的定義の文の構造や, 先行する定義や説明に使用された文言と大差はないから, 本件**定義の表現形式に創作性は認められない。**

学問的思想としての本件定義は, 学術研究の分野において, プライオリティを有するものとして尊重されることがあるのは別として, 著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。

二 音楽の著作物


保護対象となる著作物

二 音楽の著作物

楽曲, 楽曲を伴う歌詞
即興演奏(浪花節, ジャズ等)
楽譜に表示されている必要はない

長さはいかに考えるか。

♩=104



アコム 2015-030027

は じ め て の ア コ ム

Allegretto

Trumpet 2015-029809

商標権との重複保護はあるか。

7

三 舞踊又は無言劇の著作物

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け
※ 演技でなく演技の型

社交ダンスが、原則として、基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり、基本ステップ等の既存のステップはごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるから、これらに著作物性は認められない

著作物性の認められない振り付けや、著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって、独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるとすることも困難

(Shall we ダンス?事件) 東京地裁240228)

8

四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物

保護対象となる著作物

四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物

書, まんが, 挿絵, 舞台装置なども

※ 美術工芸品含む, 応用美術(絵付け茶碗, 皿)は議論あり

完成の如何を問わず, 下絵, 下図, デッサンでもよく, **素材**も問わない。紙, 布帛, 木板, 石, 陶磁器, 金属板, 雪, 氷

判断困難は, 書, 書風, 画風, 生け花, キャラクター, ゆるキャラ, タイプフェイス

- ・ 書, 生け花: 原則著作物, ありきたりの書体や手を加えない生け花は否定
- ・ 書風・画風: 流儀それ自体は否定
- ・ キャラクタ: 漫画や小説などに登場する架空の人物, 動物等の姿態, 名称, 図柄, 役柄の総称で, 表現されたものを保護

9

四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物

応用美術とは,

- ① 絵画を屏風に仕立てたり版画をボトル容器の模様を利用するなど, 純粋美術としてできたものを実用品に応用
- ② 絵画や彫刻等の純粋美術の技法を一品製作の陶器や織物へ応用
- ③ 純粋美術の感覚や技法を機械生産品に応用

2条2項 この法律にいう「美術の著作物」には, 美術工芸品を含むものとする。

10

知高230629 立体商標



Yチェア・ハンスJウエグナー

最一判03032 著作権



ニューヨーク近代美術館永久収蔵品
ニーチェアのNY(ニー)はデザイナー新居猛の姓(ニイ)とデンマーク語のNY(新しい・フレッシュ)の意味をとって名付けられました。



ニーチェアX

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作したタイプフェイス(文字フォント)が著作権で保護されるか。

印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴**を有する**独創性**
- ・ それ自体が**美術鑑賞**の対象となり得る**美的特性**が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、..もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、**混乱を招く**

みなみさがえ

南 寒 河 江
MINAMI-SAGAE
(山形県寒河江市)

さ が え

SAGAE

う ぜん な が さ き

UZEN-NAGASAKI

ゴナ書体

12

NHKを著作権侵害で提訴 「龍馬伝」などの題字

龍馬伝の題字は左上から右下へ斜め方向に漢字が並び、横書きのローマ字と組み合わせている。こうした文字配置は、原告が過去に手掛けた作品と同じで、NHKの題字は自身の作品に依拠して作成されたもの

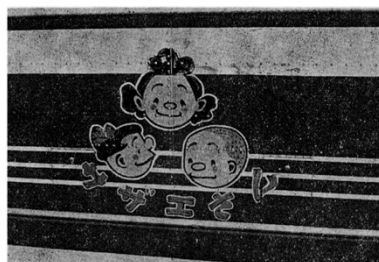


「英文字と漢字の組み合わせ配置は**一般的でありふれたもの**で、特に**個性的とはいえない**」[京都地裁H230329](#)

「漢字とアルファベット文字列の配置として**ありふれたもので、独立した表現としての創造性は認められない**」[大阪高裁 請求棄却H240926](#)

2011/09/22 【共同通信】

13



漫画「サザエさん」中の登場人物サザエさんを上部中央に、カツオその下部右側に、ワカメをその左側に配した各頭部画

頭部画と同一又は類似のものを「漫画サザエさん」の特定の齣の中にあるいは見出し得るかも知れない。しかし、そのような対比をするまでもなく、原告が著作権を有する漫画「サザエさん」が長年月にわたって新聞紙上に掲載されて構成された漫画サザエさんの**キャラクター**を利用するものであって、結局のところ原告の著作権を侵害するものというべきである。
[東京地裁510526](#)

五 建築の著作物（芸術的な建築物のみ）

著作物の例示

五 建築の著作物（芸術的な建築物のみ）

※ ありふれたビルや一般住宅は通常、著作物として保護されない

- ・ 建築物の**設計図**は、図面であり、建築物ではない
- ・ 設計図に従って建築物を完成することは**複製権侵害**
- ・ 建築物を**取り壊す**ことは侵害でない
- ・ 一部の**必然性**なき増改築は著作権侵害
- ・ 増改築、修繕又は模様替えによる**改変**は可

2条1項15号 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 略 □ **建築の著作物** 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

20条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

15

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の**図形の著作物**

※ 道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、人体模型など

美術の範囲に属するものは、美術著作物
航空写真は、地図ではない
絵地図、天球儀

参考：測量法（測量成果の複製）

第43条 公共測量の測量成果のうち**図表等**を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

16

著作物の種類

七 映画の著作物

※ 劇場用映画, テレビ映画, ビデオ専用シネマ, テレビドラマ, テレビコマーシャルなど。ただし, 録画されているものに限る

劇映画とニュース映画
映画と動画
投稿動画(動画サイト)

YouTube
Broadcast Yourself™

Google ビデオ

Dailymotion

myspace.

ニコニコ動画(9)
NICO NICO DOUGMA

FC2動画

2条3項 この法律にいう「映画の著作物」には, 映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され, かつ, 物に固定されている著作物を含むものとする。

17

ゲームソフト事件 (ビデオゲームは映画の著作物?)



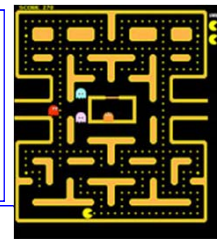
パックマン事件(焦点は上映権)

ナムコ VS 酔心興業(喫茶店「マイアミ」)

1. 事件の内容

ナムコが, 喫茶店「マイアミ」を経営している酔心興業に対し, 「パックマン」の違法複製物を喫茶店で, 著作権の**上映権を侵害している**として損害賠償の請求をした。

マイアミ自身が「パックマン」の違法複製物を作成したわけではないので, 「複製権」でなく, 映画の**上映権の侵害**を訴えた。



2. マイアミの反論<争点>

ビデオゲームは, 映画とは異なる。ビデオゲームの目的は将棋等と同じく, 得点を重ねゲームを楽しむことが目的であり, 表示される映像は, ゲームを行うための道具にすぎない。また, 映画のように「物に固定」されていない。

3. 裁判所の判断 (東京地方昭和五六年(ワ)第八三七一号)


ビデオゲームも映画の著作物に該当する(ナムコの勝訴)

- ① ビデオゲームも, 映画の効果に類似する視覚的, 聴覚的效果を生じさせる
- ② ゲームによる映像の変化もレバー操作に応じた有限のものであり, 再現性があるので「物に固定」されているとみなされる
- ③ 著作者の知的文化的精神活動の所産として産み出されたものであることも明らか

18

**中古ゲームソフト事件
(焦点は頒布権)**

ゲームソフトメーカー
VS 中古ソフト販売業者



④大阪高裁 H13.3.29
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当し、頒布権も認められるが、頒布権は譲渡後に消尽する

理由：
ゲームソフトは大量の複製物を販売する過程において投資の回収を図ることができるものであるから、頒布を繰り返すことにより投資の回収を行う映画フィルムとは異なる
一旦、適正な価格にて販売されたゲームソフトは、既に投資回収の機会が与えられたものであり、商品取引の自由の観点から見ても権利が消尽したと解するのが相当

④東京高裁 H13.3.27
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当するが、頒布権は認められない

理由：
ゲームにおける映像の変化は予め設定されたものからの選択にすぎず、プレイヤー自身が新たな映像を創造しているわけではない。映画にも、ストーリー、アングルを聴衆が選択可能になっているものもあり、ゲームと映画に有意な差はない
ただし、多量の複製物を販売するゲームソフトは、流通を支配することにより投資の回収を図る映画フィルムとは異なるものであり、頒布権は認められない

⑤最高裁 平成13(受)952 第一小法廷 (H14.4.25)
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当し頒布権も認められるが、一旦適法に譲渡された後は頒布権は消尽し、中古品の再譲渡にまで頒布権は及ばない

19

著作物の種類

八 写真の著作物
※ 写真, グラビアなど 3分間写真は否

機械に依存するだけの写真は対象外

- ・ 被写体の選定 ・ 光量の調節 ・ 撮影・現像・焼付処理
- 空撮写真, ITV映像, 防犯カメラ映像

廃墟写真の著作物性

2条4項 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

20

すいか写真事件

東京高裁 H13.6.21



原告の写真



被告の写真

写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方である

被写体の決定自体に著作権法上の保護に値する独自性が与えられているとき、これを複製又は改変することは許されない。

21

二次的著作物

変形著作物

- ・ 著作物の修正増減 批評, 注解, 附録, 図画
- ・ 美術著作物の異種複製 絵を彫刻, 彫刻を絵

翻案著作物

- ・ 外国の小説の舞台を日本に移し替え
- ・ 古典を現代語訳にする
- ・ 小説や戯曲の大筋を生かし趣向を変える

内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更

- ・ 脚色, 映画化, 小説を児童向けにリライト
ダイジェスト

小説の演劇化, 美術著作物の異種複製(写真, 彫刻)

編集著作物

12条

編集著作物の特徴

- ① 素材の選択又は配列によって創作性を有するもの
- ② 素材を著作物に限定しない
- ③ 素材の利用が適法であることを要しない

既存の著作物が素材(二次的著作物)

・ 新聞 ・ 雑誌 ・ 詩集

新規な著作物

・ 職業別電話帳 ・ 列車時刻表 ・ 人名録 ・ 百科事典

(編集著作物)

12条1項 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

ま と め

- 1 美術館に展示される作品は、著作物といえますか
- 2 パソコンの新しい印刷用フォントは、著作物ですか
- 3 ラブレターは、著作物ですか

御清聴 ありがとうございました。

杉 山 務